

平成30年第2回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成30年 6月 5日

本日の会議 平成30年 6月14日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員    3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員    6番 安藤 克彦 議員    7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員    9番 西岡 克之 議員    10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員    12番 山口憲一郎 議員    13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員    15番 吉岡 清彦 議員    16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君    議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君    副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君    総 務 部 長 山本 昭彦 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君    建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君    健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君  
水 道 局 長 濱 伸二 君    会 計 管 理 者 山口 利弘 君  
教 育 次 長 森川 寛子 君    総 務 部 理 事 山口 功 君  
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君    教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君  
総 務 課 長 荒木 秀一 君    情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君  
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君    契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君    財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 山崎 昇 君    収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君  
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君    福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君    住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君    介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君    下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君    生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

1番 浦川 圭一 議員    2番 中村 美穂 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時55分

平成30年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

平成30年 6月14日（木）  
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	40	長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例	総文
2	41	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総文
3	42	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
4	43	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
5	44	長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
6	45	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	産厚
7	46	平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）	総文
8	発委1	長与町議会議員政治倫理条例の全部改正について	—
9	発議3	核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書	—
10	—	議員派遣の件	
11	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

### ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。13日までの委員会審査、大変お疲れ様でした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例。日程第2、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

### ○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それではただいまから報告を申し上げますが、去る6月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果につきまして、会議規則第41条の規定により報告をいたします。

まず、第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例につきましては、去る6月11日、委員全員の出席の下に説明員として森川教育次長、山本総務部長、金崎教育委員会理事、荒木総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由の主な内容といたしましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な組織として長与町いじめ問題対策連絡協議会委員10人以内、長与町いじめ等学校問題サポートチーム委員5人以内、長与町いじめ問題調査委員会委員5人以内の設置につき新たに条例を定めるものであります。いじめ問題等対策連絡協議会は、いじめ防止対策等に関する機関及び団体の連携を図る組織であります。次に、いじめ等学校問題サポートチームはいじめ等による重大事態が発生したと疑われる場合に調査を行うために教育委員会が必要に応じて諮問するためのもの、いじめ問題等調査委員会は学校また教育委員会が行った調査結果の報告を受けた町長が重大事態への対処、または同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときに公平性、透明性を確保して再調査を行うための諮問機関であるとの説明がございました。それに対して主な質疑として2、3点申し上げますと、1つは26年に町の基本方針を策定してから時間が経っているが、今回の提案になった理由は何かという質問に対しまして、策定するに当たりどのような内容のものが良いのか熟議した。様々ないじめの重大事案が全国で発生したが、その第三者会議において構成をどうするかところでトラブルが発生したことから、1番良い形のものを作るために時間が掛かったという答弁でございました。2つ目には、第3条の所掌事務について、いじめ防止に係る機関、団体連絡調整のためだけの連絡協議会と受け取れるが、いじめ問題の施策の推進、現状把握、分析などいじめの基本方針をまとめていくことが連絡協議会としての役割と思うがどうかという質問に対しまして、連携だけの意味合いが強く感じられるが、協議会の中でいじめ防止の基本方針、各校の取組などを協議し未然に防止することが目的で、そういった機能を持たせることになるとの答弁

でございました。以上のとおりでございますが、慎重に審査してきた結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、6月11日に委員全員出席でございました。説明員として山本総務部長、森川教育次長、荒木総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査を行いました。提案理由の主なものとしましては、今回の改正は長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に伴い、別表の町長の部に長与町いじめ問題調査委員会、教育委員会の部に長与町いじめ問題対策連絡協議会及び長与町いじめ等学校問題サポートチームの報酬額を新たに加えるものであると以上の説明がございました。それに対しまして、1、2質疑を申し上げますと、構成メンバーの中で警察署の課長、校長会の会長などの公職者については報酬の支給対象になるのかという質問に対しまして、公職者については支給されないということでございます。それからサポートチームのメンバーで産業医医師についても報酬日額は同じなのか、これは専門職の人達ですね。委員の日額は同じであるという答弁でございました。以上、慎重に審査いたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第40号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号についての質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。自席にお戻りください。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第4、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第6、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○9番(西岡克之議員)

それでは御報告させていただきます。産業厚生常任委員会に付託されました議案等の審査結果について会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告いたします。審査日といたしまして平成30年6月11日、委員全員出席の下、説明員として松邨住民福祉部長、村田こども政策課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の説明では、本案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により所要の改正を行うものであります。主な内容では、代替保育の提供及び確保について新たに定めるもの、また食事の提供に関して搬入施設の対象者と経過措置期間を拡大するとともに体制確保の努力義務を課すものとの説明がございました。主な質疑といたしまして、今回の改正で連携条件が緩和されるようだがどのようなようになるのか、その質疑に対して、家庭的保育事業を運営する場合、これまでは保育園、幼稚園、認定こども園との連携が条件となっていたが、今回の改正で同列の小規模保育事業にも連携を求めることができることとなるという答弁がありました。次に連携施設と役割分担や責任の所在というのは何をもって確認するのかという質疑に対し、お互いに協定書を結び確認するようになっているという答弁がございました。次に現在町内にこの事業者は存在するのかという質疑に対し、答弁といたしまして現在認可しているところはない。次に、今回の改正で緩和すると増えることになるのかという質疑に対し、現時点では動きはないという答弁であります。次に対象事業所が無くても条例整備はするのかという質疑に対し、児童福祉法で条例制定が規定されている答弁がございました。主な質疑は以上のとおりで、慎重に審査した

結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告いたします。審査日は平成30年6月11日委員全員出席の下、説明員として松邨住民福祉部長、村田こども政策課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の説明では、本案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うもの。主な内容として資格を有する者の対象を明確化するとともに、放課後児童支援員の資格条件の拡大を行うものということをございました。主な質疑といたしまして、今回の改正内容はどう違うのかという質疑に対し、教員免許は更新をしないといけないが放課後児童クラブでは更新しなくても資格を有していればよい。従前からの規定だがより明確にするものという答弁がございました。また、5年以上放課後児童健全育成事業に従事をした者で町長が適当と認めたものはどのように判断すればよいのかという質疑に対し、これまでは高卒以上の方を支援員の対象としていたが、中卒の方でも5年以上の経験があれば支援員の資格を持つことができるように拡大されたという答弁がありました。次に今後どのような運営となるのかという質疑に対し、本町では町立の児童クラブが無いので、支援員の資格を有していれば各事業所での採用となるという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございまして、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について御報告をいたします。審査日は平成30年6月11日委員全員出席の下、説明員といたしまして中山健康保険部長、辻田介護保険課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の主なものとして、本案は介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い所要の改正を行うとともに、町独自の条文として平成24年に制定された長与町暴力団排除条例を遵守すると、ただし書を新たに加えるものであります。主な内容といたしまして、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請に限り、病床を有する診療所を開設しているものを新たに追加し対象拡大するものという説明がありました。主な質疑といたしまして、今回の改正による本町内の申請の見込みはあるのかという質疑に対し、現在のところ対象となる事業者はいないとの答弁がありました。次に、この条例以外にも暴対法の条文は入れているのかという質疑に対し、介護の許認可の関係条例ではこの条例だけ入ってなかったので今回入れたという答弁がありました。次に、通常法人でない診療所というのが想定できるのかという質疑に対し、今回の改正により該当する診療所については町内では想定されないという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございまして、慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

の御報告をいたします。審査日は平成30年6月11日委員全員出席の下、説明員といたしまして濱水道局長、山口水道課長、山崎下水道課長、その他関係職員を招き審査をいたしました。提案理由の説明では、本案は字句の修正及び議会の議決を要する事項のうち損害賠償額の決定についての額の変更を行うもの。主な内容として、地方公営企業法第40条第2項の規定により条例に定めるものを除き地方自治法の適用除外となっている損害賠償額の決定について、本町及び他自治体の賠償実績並びに前議会で議決された町長の専決処分の指定に関する条例との整合性を図るため「金額が10万円以上の」を「100万円を超える」に改めるものという説明がありました。主な質疑といたしまして、100万円とした根拠はという質疑で、町長部局における専決処分との整合性を図るため金額を合わせたという答弁がありました。次に、10万円以上の損害賠償は過去において何件発生しているのかという質疑に対し、水道課では過去10年間は発生していないという答弁がありました。下水道課では平成28年に1件発生しているという答弁がありました。次に、その程度の発生ならば改正しなくてもよいのではないかという質疑に対し、損害賠償については相手側に対しての支払等迅速に対応する必要がある。また町長部局と水道局での取扱いに差異があることは好ましくなく、住民サービスの平等化になるという考えで提案したという質疑が主なものでございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第42号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。自席にお戻りください。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありません。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）を議

題といたします。ただいま議題としています議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

それでは報告をいたしますが、本議案につきましても去る6月8日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されましたので審査結果についてご報告をいたします。

議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきましては、6月11日から12日にかけて審査をいたしました。委員全員出席でございます。今回の補正予算につきましては山本総務部長、久保平企画財政部長、緒方建設産業部長、森川教育次長、その他関係職員の出席を求めました。提案理由の主なものといたしましては、今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,472万4,000円を追加し、補正後の総額を123億1,926万7,000円とするものでございます。歳入の主なものは13款国庫支出金では地方創生推進交付金及び公園施設長寿命化計画策定事業費補助金936万6,000円を計上、14款では県支出金、農村地域防災減災事業補助金600万円及びICT活用拠点校事業研究委託金25万円を計上しております。17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入金4,910万8,000円を計上いたしております。それから歳出の主なものは、2款の総務費ではいじめ問題調査委員会委員報酬及び費用弁償4万1,000円を計上、6款農林水産業費では農村地域防災減災事業設計業務委託料800万円、8款土木費では公園施設長寿命化計画策定業務委託料1,610万円及び中尾城公園の公園用地購入934万7,000円を計上いたしております。10款教育費ではいじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ等学校問題サポートチーム委員の報酬と費用弁償6万1,000円を計上。また、小学校費、中学校費では学校用パソコンのリースから購入へのトータルコスト縮減に向けた調達方法変更に伴う経費3,117万5,000円を計上しておるとの説明がございました。主な質疑を申し上げますと、総務部ではいじめ関連の報酬額が8万7,000円とあるが、19人の構成メンバーで12人分の計上となっている、各構成メンバーで何人かとの質問に対しまして、いじめ問題対策連絡協議会3人分、いじめ等学校問題サポートチーム4人分、いじめ問題調査委員会5人分であるとの答弁でございました。

それから、企画財政部所管では乗合タクシー試験運行事業は発注されているのか、また委託期間はどうなっているのかとの質問に対しまして、町内3社のタクシー会社より選定を行い、あじさいタクシーとなり5月2日に委託契約を行っている、期間は6カ月間となるとの答弁でございます。それから財源組替の内容が分かりにくい面がある、予算書の節の空白部分に何節か分かるように記載できないかとの質問に対しまして、予算についてはシステムで出力していることから、システム上できるか検討していきたいとの答弁がございました。

建設産業部では工事対象の七葉迫ため池、平木場にありますが、は江戸時代に作られたものであり文化的価値があると思うが、歴史的遺産を加味した計画かとの質問に対しま

して、昭和57年の長崎大水害時に災害復旧工事で水に接する全面の工事改修を行っている、その時、水を抜く手掘りの栓の部分は現在洗切小学校に保存をしている。今回も新たにできれば業者と協議していききたいとの答弁がございました。それから、中尾城公園用地購入については現在まで購入に至らなかった理由は何かとの質問に対しまして、当時は無償で提供していた。相続人から返却してほしいとのことで、元の畑に戻すか、公園として継続するか協議の結果、購入が安価でベストだと判断をしたとの答弁がございました。それから教育委員会の所管では、パソコンのリースを買い換えに変更するが経費の縮減効果が理由となっている、具体的に5年間のリース料と買い取り時の初期費用からランニングコストと保守費用までまとめてどの程度試算し縮減効果が出ているのかの質問に対しまして、リース料率は8.6%と試算している、平成33年までリースした場合と順次買い取りした場合との費用の縮減額は1,880万円となるとの答弁がございました。それからパソコンの買い取りで1,880万円の削減をされているのは庁舎全体では大きな縮減効果となると思うが、管理職会議などの横の連携で情報共有化する議論がされてきたのかとの質問に対しまして、パソコンの買い取り方針は情報管理課より庁舎内のパソコンも買い取りに移行していることから、その考え方で教育委員会も適応するように財政サイドの指導により買い取りに変更を行ったとの答弁がございました。主な質疑は以上のおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。自席にお戻りください。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時00分～10時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8、発委第1号長与町議会議員政治倫理条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

喜々津議会運営委員長。

#### ○11番（喜々津英世議員）

それでは、発委第1号長与町議会議員政治倫理条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。御承知のとおり、長与町議会議員政治倫理条例は平成25年条例第22号として、議員提案により制定したものであります。議員自らを律するための条例であります。昨年設置されました長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会の調査の過程で、条例の見直しが必要との意見が出されたことから昨年来、議会運営委員会におきまして現行条例の見直し作業を進めてまいりました。今般、改正案について取りまとめ、去る6月5日の全員協議会において御確認をいただきましたので、議会運営委員会発委の議案として上程するものであります。内容につきましては、改正前の条例の文言整理、条文整理を含めほとんどの条項について改正の必要が生じたため、全部改正として提案をさせていただきました。

それでは、改正の内容について御説明いたします。第1条目的は、改正はありません。第2条第1項では「議員は町民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。」第2項では「議員は、地方自治の本旨に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。」また、第3項では「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。」として、3項立てで、議員の責務を規定いたしました。第3条第1項では「町民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ議員に説明責任を果たすことを求めることができる。」とし、第2項では「町民は主権者として自らも町政を担うことについて自覚を持ち、議員に対し、政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならない。」とし、町民の役割についても規定をいたしました。第4条では、政治倫理基準として遵守すべき事項として「その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。」また、「特定の個人、団体の利益を求めて公共の利益を損なうような行為をしないこと。」など6項目を規定しております。第5条では、請負等に関する遵守事項として「議員、その配偶者若しくは扶養する親族又はこれらの者が自主的に経営に携わる法人は、町が行う請負契約等に関する契約を辞退するよう努めなければならない。」ということを規定しております。第6条では「町民又は議員は、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては議員の選挙権を有する者50人以上。議員にあっては2人以上の者の連署をもって、政治倫理基準等違反の確認の審査を請求することができる。」と規定をいたしました。第2項では

「当該審査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない。」とし、審査請求について原則1年以内の期限を規定しました。第3項では、当該審査請求の受理後、当該審査請求の適否及び特別委員会の設置の可否について、議長が議会運営委員会に諮問することを規定しております。第7条では、特別委員会の設置及び運営方法等について規定をしました。第8条では、対象議員の特別委員会への協力義務を規定しております。第9条では、特別委員会の審査期間を60日以内とするほか、審査結果の取扱いについて規定をしております。第10条では、審査結果を受けた対象議員及び議会の措置を規定しました。第2項では、議会の措置として、文書による警告、公開の議場における陳謝、議会における役職の辞職勧告、議員の辞職勧告などを規定しました。第3項では、議会の措置を講じたときの審査請求者への通知、本会議での報告、措置の内容の公表について規定しております。第11条では、議会の措置に対する説明会の開催請求の方法とともに、対象議員の出席義務についても規定しました。第12条は、規程への委任を規定しております。附則では、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が、本議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（内村博法議員）

お諮りします。

本案については、質疑並びに委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。自席にお戻りください。

これから発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

金子議員。

#### ○7番（金子恵議員）

長与町議会議員政治倫理条例全部改正について、賛成の立場で討論いたします。

1983年大阪府坂井市において初の政治倫理条例が制定されてから35年、現在400以上の自治体議会に広がりました。実効性のない内部規程に留まる条例も少なくない中、今回の改正は、条例の目的である地方政治の不正を防止することを長与町議会に見合った観点から、時間をかけ見直しを進めました。住民の代表である議員がその権限や地位を利用し、自己又は特定の者の利益を図ることがないようにするためなど条例内容にはレベルアップが必要であり、実効性と共に確実に運用することが必要となってきます。疑われる行為があっても実際に不正が行われなければ良い。そうなれば不正が無

ければ何をやっても良い。歯止めがかからないということになります。選挙で選ばれた議員は高い倫理感を求められると共に、李下に冠を正さずの模範を示すべきであります。今回その必要性を形にしたことにより、今後、政治倫理という価値を普遍的なものとし、政治の世界に身を置く者は等しく、その向上に努めなければならないのは当然であるということを確認しました。それぞれの議員がコンプライアンスとマインドについて考えていただき、健全な議会運営をしていくことが行くは住民との信頼関係を築くことに繋がります。昨今、政務調査費の不正受給など新聞報道がなされています。このことから住民の政治倫理に関する意識は格段に高まっていると考えます。本条例を改正したことにより遵守すべき項目を改めて考え直すきっかけにし、信頼される議会の確立を目指すことを約束し、賛成討論といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第1号長与町議会議員政治倫理条例の全部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、発議第3号核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

喜々津議員。

#### ○11番（喜々津英世議員）

それでは、発議第3号核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書について御説明をいたします。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。平成30年6月14日、提出者長与町議会議員喜々津英世。賛成者長与町議会議員岩永政則、同じく賛成者西岡克之、同じく賛成者饗庭敦子。これについて御説明を申し上げます。

平成29年7月7日に国連で核兵器を違法化する核兵器禁止条約が122か国の賛成を得て採択されました。このことを受けて全国の地方議会から政府に対する意見書が提出をされております。本年1月22日の新聞報道によりますと、核兵器禁止条約への署名、批准を要求するものが113議会。核保有国と非保有国の橋渡し役を期待するも

のが8議会から提出をされております。県内では、長崎市議会が昨年12月議会において核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を全会一致で採択をされておられます。また、29年12月5日の国連総会で、我が国がアメリカを含む77の共同提案国を代表して提出をした核兵器廃絶決議案が156か国の賛成を得て採択されました。これを受け諫早市議会では、本年3月議会において核兵器廃絶決議を受け一層の取組を求める意見書を全会一致で採択したと聞いております。長与町は、町内全域が被爆地として認定をされております。戦後73年となる今日、町内には29年3月のデータでありますけれども、2,518人の被爆者手帳所持者がおられます。被爆地の議会としても長崎市、諫早市と同様全議員の賛同を得て、衆参両院議長及び政府に意見書を提出したいとの思いで提案をいたしました。それでは、意見書案を朗読させていただきます。

核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書。平成29年12月5日、国連総会本会議において、我が国が77か国の共同提案国を代表して提出した核兵器廃絶決議案（核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動）が賛成156か国、反対4か国、棄権24か国の賛成多数で採択された。共同提案国には、核保有国であるアメリカ、イギリス、フランスも含まれ、また、賛同国には、平成29年7月7日に採択された核兵器禁止条約に賛成した95か国も含まれております。

この核兵器廃絶決議は、核保有国、非保有国など幅広い国々の支持を受け採択されたもので、核兵器のない世界の実現に向けての大きな一歩と確信する。我が国においては、広島と長崎への原爆投下の惨禍の体験がある。長与町は、昭和20年8月9日午前11時2分の原爆投下により、長崎市と同じように被害を受けた被爆地であり、同時に長崎市への救援列車の発着駅として、被爆者救援に尽力した町でもある。

長与町では、核兵器の脅威をなくし、世界平和と人類の恒久的な安全・生存を保持するため、紛争・戦争のない世界の実現を強く望み、平成6年9月19日、核兵器の廃絶を願って「平和で安全な町」を宣言し、平和の尊さと核兵器の悲惨さを後世に伝え続けている。我が国は、非人道的な核兵器使用の悲惨さを全世界に発信できる唯一の国であり、核軍縮の自主的な前進に向けて、核保有国と非保有国、立場の違う国々との橋渡し役ができる国でもある。

よって、国におかれては、国民の生命財産を守る責任を有する政府として、安全保障における現況の脅威に対し適切に対処するとともに、国連での核兵器廃絶決議の採択を受けて、核兵器禁止条約の署名・批准等様々な問題解決に向けて、具体的取組を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月14日、長崎県長与町議会。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。自席にお戻りください。

ただいま議題となっています、発議第3号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

### ○3番(安部都議員)

核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。本意見書は、国に対して核兵器のない世界への取組を求め、核兵器禁止条約の署名批准を強く求めるものであります。昨年、核兵器廃絶に向けて貢献した市民団体 I C A N が平和ノーベル賞を受賞しました。また、29年7月122か国の国、地域で核兵器禁止条約に賛同し、採択され批准も行われました。しかし、日本政府は国連本会議での核兵器廃絶決議案に賛同したものの、アメリカの核の傘下にいる唯一の被爆国日本は核兵器禁止条約のテーブルにはつくことはありませんでした。日本こそが対等に立ち、核兵器廃絶に向け、平和交渉への道しるべを示し牽引するべきです。本町では平成6年平和で安全な町宣言を行い、核兵器の廃絶を願って後世へ平和活動を継承しております。先日、歴史的南北首脳会談が開催され、核兵器廃絶に向け合意がなされました。また、6月12日歴史的米朝首脳会談も開催され、具体的プロセスの明確化は無かったものの、これまでの互いの挑発的かつ敵対国であった両国において朝鮮半島の平和構築、朝鮮半島の完全な非核化実現など4項目について締結をされました。このことは朝鮮半島の和平と安定に向け核兵器のない世界に向けた第一歩となったのは事実であります。核兵器のない世界を実現させるためには、東アジアに残された冷戦構造を終結させ、米朝だけでなく日朝の国交正常化が欠かせません。日朝平壤宣言に基づき対話による日朝の緊張感を解くべく関係改善を求め、和平と対話によって拉致をはじめ日朝間の解決を主体的に図ることが望まれます。被爆者の苦しみを2度と子どもたちに繰り返させないために、世界の平和と核兵器廃絶に向け強く日本政府に核兵器条約の署名、批准を要望し、賛成討論といたします。

### ○議長(内村博法議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号核兵器廃絶の国連決議採択後の核兵器のない世界への取組強化を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので許可いたします。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

それでは、閉会に当たり一言、御挨拶をさせていただきます。去る6月5日に開会していただきました平成30年第2回長与町議会定例会は本日までの10日間の会期でございましたけども、議員各位におかれましては大変お疲れさまでございました。本定例会では11名の議員の皆様からは一般質問をいただき、町政発展の立場から御指摘、御指導を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。さて、各議案につきましても慎重に御審議を賜り、御決定をいただいたことに対しましても、重ねて感謝申し上げる次第でございます。一般会計補正予算につきましては、公園施設長寿命化計画策定業務委託料、学校用パソコン購入経費など御決定をいただきました予算につきましては、十分な成果を出せるよう今後も最大限の努力をいたしたいというふうに考えております。季節は梅雨を迎えました。大雨による土砂災害などが心配される季節となってまいりました。町民の皆様方の生命財産を守るためにも関係機関との連携強化を図りまして、万全の防災体制を整えてまいりたいと考えております。結びになりますけども、朝夕はまだまだ寒く体調を崩しやすくなりますが、議員各位におかれましては御自愛をいただき、益々御活躍を御祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（内村博法議員）**

先程の意見書の宛先については、議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議長に委任されたということで決定いたしました。

これにて会議を閉会いたします。

これで平成30年第2回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 10時55分）